

学生就職支援金交付申請書

出雲市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第4条の規定に基づき、学生就職支援金（交通費及び移転費）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

勤務先	企業名	
	会場住所	
	所在地	
面接・試験日		年 月 日
就業開始日		年 月 日

3 移動経路（交通費分）（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 出雲市に元からある（移動させていない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※3

「学生就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「学生就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、出雲市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
公益財団法人ふるさと島根定住財団からのしまね就職活動応援助成金の受給について	A. 受給していない	B. 受給している

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、学生就職支援金の支給対象となりません。なお、しまね就職活動応援助成金を受給している場合、交通費支援は対象外ですが、移転費支援は支給対象となります。

管理コード（出雲市記入欄）	
---------------	--

学生就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1. 本申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
2. 移住支援金に関する報告及び立入調査について、島根県及び出雲市から求められた場合には、それに応じます。
3. 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
4. 以下の場合には、出雲市島根就職支援事業における学生就職支援金交付要綱第9条の規定に基づき、移住支援金の返還に応じます。
 - (1) 学生就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**
 - (2) 学生就職支援金の申請日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：**全額**
 - (3) 学生就職支援金の申請日から1年以内に出雲市に転入しなかった場合：**全額**
(ただし、申請時に既に出雲市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 学生就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合：**全額**
(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
 - (5) 転入日から3年未満に出雲市以外の市区町村に転出した場合：**全額**
(ただし、転勤等の事由により出雲市から通勤できないことによる県内への転出を除く)
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に出雲市以外の市町村に転出した場合：**半額**
(ただし、転勤等の事由により出雲市から通勤できないことによる県内への転出を除く)

学生就職支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

1. 学生就職支援金交付事業の実施に際して得た個人情報については、出雲市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、適切に管理するとともに、本事業の実施にのみ利用します。
2. ただし、当該個人情報について、国への実施状況報告、他都道府県で実施する学生就職支援金交付事業を含めた本事業の円滑な実施等のため、国、県(他の都道府県含む)、公益財団法人ふるさと島根定住財団、県内の他市町村に提供し、又は確認する場合があります。
また、申請者が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを確認するため、当該個人情報を警察等に提供し、照会します。
3. なお、提供された当該個人情報は、提供先において厳重かつ適切に管理され、本事業の目的以外に使用されることはありません。

学生就職支援金の交付申請に当たり、上記のとおり誓約し、同意します。

年 月 日

出雲市長 様

申請者 住 所

氏 名

印